

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会

(第8回)

議事録

日時：令和4年7月7日（木）

場所：武蔵野市役所 西棟4階 412会議室

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第8回）

○日 時 令和4年7月7日（木） 午後6時00分～午後7時58分

○場 所 武蔵野市役所 西棟4階 412会議室

○出席委員 喜多委員長、吉安委員、阿部委員、後藤委員、澤木委員、大上委員、
安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、樋爪委員、

○事務局 子ども子育て支援課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆さん、こんばんは。

私は、この委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、澁谷副委員長、橋詰委員が所用のため欠席されておりますので、こちらで全員おそろいとなります。

開会に先立ちまして、事前にお送りいたしました配付資料について、ご確認をお願ひいたします。資料は「次第」に記載のとおりですが、事前にお送りした資料に加え、資料4と資料10、資料18-2を、本日、机上に配付させていただいております。

なお、本日の委員会の内容については、記録用に録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

それでは、ここからの進行を委員長にお願ひいたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

【委員長】

どうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから「第8回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を開会いたします。

2 議 事

(1) 各種報告事項

- ・令和4年度市関連事業について
- ・国・東京都の動向及び国際動向について

【委員長】

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日の進行は、お手元の「次第」に沿って進めたいと思います。皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

議事(1)「各種報告事項」となります。市の、この間の関連する取組等についてご報告をお願いしたいと思います。質問は、議事(2)まで進んでから、まとめて伺えればと思いますので、一旦、報告のみお願いいたします。

それでは、まず、市から報告をお願いいたします。

【事務局(子ども子育て支援課)】

それでは、事務局から報告をいたします。皆様、資料1をご覧ください。

「子どもの権利に関連する市の各種取組(令和4年度)」について、となっております。こちらの実施予定について、前回の委員会から追記した部分が網かけになっております。一部実施済みのものについては、実施結果も記載をしております。

めくっていただいて No. 7「武蔵野市子育てひろばネットワークの会議」ですけれども、市の子育てひろばネットワークに参加している市内の子育て支援団体の方々にも、今後、子どもの権利に関して何らかの周知等を行うことができればと考えています。

続いて、No. 9、No. 10は、市立学校での取組として、このような内容を「実施結果」のところに記載しております。No. 10については、後ほどパブリックコメントのご報告の際に、指導課から改めてご報告をいたします。

その他、記載のような取組を、今後も進めていく予定です。詳細には触れる時間がないのですが、ご覧いただければと思います。

続いて「国や東京都の状況」について、事務局からご報告をいたします。資料2をご覧ください。

資料2は、先月、国会で成立した「こども基本法」の全文になります。法律の施行日は令和5年4月1日とされていますので、来年の4月から、この内容が有効なものとなります。

お時間の関係で、詳細については説明を割愛いたしますが、第五条に、地方公共団体の責務が定められているほか、第十一条では、地方公共団体が子ども施策の実施等に当たり、対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるための措置を講ずる義務があることが明記されています。

後ほど、資料4に基づき、委員長からも法律の意義等について、少しお話をいただければと思います。

次に、東京都の状況です。資料3をご覧ください。

こちらは、「東京都こども基本条例及び条例を踏まえた都の新たな取組について」ということで、東京都のこども基本条例については、以前にもご案内いたしましたとおり、令和3年の4月から既に施行されている条例となっております。このたび、東京都から新たな取組の情報提供がございました。資料3の裏側をご覧ください。

資料の最後に（参考）として「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組」を掲載しています。こちらは記載のとおり、令和4年度から東京都が都内区市町村の子どもの権利に関する取組を支援するというものです。具体的には、「子供の意見表明・参加を促進する取組」と、「子供の権利擁護を促進する取組」とされていますが、市でも、この間、Teens ムサカツ等の取組を進めるほか、子どもの権利擁護を促進するために、本委員会で子どもの権利に関する条例についてご検討いただいているところです。

東京都としても、都条例の趣旨に基づき区市町村が行う、こうした取組を後押ししたいということで、このような通知をいただいております。

改めて、子どもの権利に関する条例を市で制定することについても、東京都こども基本条例の趣旨にかなうものであると認識をしております。

事務局からの報告は以上となりますが、本日、委員長から資料4として「子どもの権利条約 NEWS LETTER」をご提供いただいております。委員長、こども基本法のほかにも、国際動向等についても、少し補足のご説明をお願いしますでしょうか。

【委員長】

その前に、グッドタイミングで、東京都が我々の取組を支援してくれると、具体的にはお金ですけれども、補助金が出て、市としては朗報ではないかと思えます。もちろんこれは武蔵野市だけではなくてどこの自治体も、こういう取組をすれば東京都が支援をするということで、非常にいい時代に、この条例の取組が始まったなと思えます。

同時に世界に目を向ければ、私が編集している“NEWS LETTER”ですが、ご承知のとおり

りウクライナの問題が、今、本当に深刻な状態が続いております。

なぜこの“NEWS LETTER”を皆さんにご紹介するかといいますと、もともときょうの議題にもなりますけれども、条例の骨子案の中にも、子どもの権利の普及啓発の一環として、「子どもの権利の日」をつくろうという提案が入っているのですが、これについて、11月20日の条約採択記念日を、という案がありますけれども、11月は、ちょうど「武蔵野市平和の日」と重なってしまうので、どうかという話がありました。

私は、どちらかという「平和の日」と「子どもの権利の日」を一緒にやるほうに意味があるのではないかというお話を何度かさせていただいていますが、何か無理やりぶつけるのはおかしいのではないか、そういう政治的なやり方はよくないとかというご批判もパブコメでいただいております。

実は、そうではないんですね。平和の問題と子どもの権利は、本当に不可分な関係にあるということを証明しているのが、今回のウクライナの問題でもあります。

国連の条約の実施を監視している国連・子どもの権利委員会の声明でも、子どもたちの権利保護を要求していたり、あるいはユニセフも、ウクライナの子どもの権利保障で、今、大きく動いております。

戦争と子どもの権利の問題というのは不可分の問題でして、そもそも子どもの権利条約も、もとは第二次世界体制がきっかけでポーランドが提案したのですが、そのポーランドの提案も、ユニセフで、「子どもの権利条約の精神的な父」と言われているヤヌシュ・コルチャックの考え方が、ポーランドの提案に結びついているというところ。

それから、もっと遡れば、今から約100年前（1924年）の段階で「国際連盟」が、初めて「ジュネーブ子どもの権利宣言」を掲げる、これも実は、第一次世界大戦の問題を背景に、エグランティン・ジェップという女性の方が、ジュネーブ宣言を提案していくんですね。エグランティン・ジェップというのは、セーブ・ザ・チルドレンの創始者で、国際的な救済基金を設立した方です。

彼女は、第一次世界大戦の後の敗戦国ドイツの子どもの救済しようと国際的な救済団体をつくるんですが、当時彼女がいたイギリスでは、何で敵国の子どもの救済するんだ、非国民だと、こういう批判を浴びるわけですが、当時、劇作家のバーナード・ショーが彼女を擁護して「子どもは敵に非ず」と、こういう名言を残していますけれども、ジェップの活動を擁護したわけです。

敗戦国ドイツの子どもの救済という問題は、実は、第二次世界大戦後の敗戦国日本の子

どもの救済の問題と全く同じような問題を抱えるわけです。何で戦争をしている日本の子どもを救わなければいけないんだと。ユニセフが、日本の子どもの救済に乗り出したときに、国際的にそういう問題が起きたときに、やはり「子どもは敵に非ず」という考え方が基本になって、国際的に子どもの権利を実現していくことが平和と結びついてきたわけです。

そんなことを、全体として特集させていただいていますので、「武蔵野市平和の日」と「子どもの権利の日」と同時に実現していく道はないかどうか、ぜひご検討いただければということです。

ちょっと長くなりましたが、そんなことで“NEWS LETTER”をご活用いただきたいということで、よろしいでしょうかね。

そういうことで、最近の動きを見てみましたけれども、次の議事に移らせていただきます。

(2) 今後の検討スケジュールについて

【委員長】

「今後の検討スケジュール」につきまして、事務局から説明していただいて、その後、まとめて質疑を行いたいと思いますので、まず、事務局から、説明をお願いいたします。

【事務局（子ども子育て支援課）】

それでは、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

現時点での検討スケジュールの予定は、資料5に記載のとおりとなっております。前回の委員会でお示ししたのから大きく変わってはおりません。

本日、7月7日が第8回委員会、次回の8月30日が最後の第9回委員会となっております。

本日以降の委員会では、委員会の最終的な報告書の作成が主な議題となります。進め方については、資料の(※)のところで案を記載しています。内容は記載のとおりですが、本日の委員会の議論を受け、次回委員会までの間に委員会報告案の作成作業を進めていきます。

今後、正副委員長と事務局で報告書案の修正案を作成し、各委員にはメール等で確認をお願いすることとなる予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、ここまでの議事について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。質疑時間は5分以内と思っておりますが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

【委員】

今、スケジュールで申された案をつくるという前に、各関係団体にしっかり説明をしていただきたいと思います。私は青少協ですけれども、青少協に正式に説明がないんですよ、この子ども条例に関する件に対して。なので、先週も、前回の地区委員長会議でもほとんど議論がなされておられません。それで、実際にどういう条例なのかというのが、今わからない状況です。

なので、説明をお願いいたします。

【委員長】

どうぞ事務局から。

【子ども子育て支援課長】

先日、パブリックコメントをしているときに、青少協にご説明をと委員からのご提案をいただき、6月10日開催の地区委員長会議で必要であればご説明に伺います、説明しましょうかと児童青少年課を通じて確認しましたところ、全体的には今、説明は必要ないということでした。パブリックコメントが終わった後でも説明に伺うことはできますということはお伝えをしております。

また、委員も当委員会の委員でいらっしゃるの、青少協には青少協から選出されている委員からもご説明をお願いしたいと思っておりますけれども、もし、ご要望があれば説明に伺いたいと思っておりますので、日程等調整していただければと思います。

【委員】

申し訳ないのですが、要請があれば説明に行くという姿勢では困るんですよ、はっきり言って。関連団体にちゃんとおのおの説明していただかないと、条例の中身まで、我々全てわかっているわけではないので、公平な形で説明はできません。その辺をしっかりやっていただきたい。

これは、青少協の地区委員長会議の意見として出たのですが、まず議論が足りないのではないかということが出ています。実際に出た意見の中では、要するに市民の中の議論が、まだ高まっていない、議論し尽くされていない。市民の中で議論をした後に、こういった

委員会ができて条例ができるというのであれば問題ありませんけれども、その前の段階の議論がないのでわからないというのが、今の状況です。

そういう形で、青少協は意見を出しております。

【委員】

先ほど出てきたので、便乗して話しますけれども、「子どもの権利の日」、私も「武蔵野市平和の日」と、すごく相性がいいと思っていまして、特に武蔵野市の平和授業では、夏季平和授業については、一般的な平和授業と子ども用の、わざわざ子ども向けの授業までやっているんですね。子どもと平和とはすごい相性がいいと思うので、11月に一緒にできたらおもしろいかなと思います。

それと、情報提供ですけれども、私はPTAの推薦で出てきているので、PTAに一応聞いてみました。説明できますけれども、どうですかと。そうしたら、特に要望はなかったもので、PTAにはやってもらっていない状況です。

それで、コミセンにもいるので、コミセンで地域フォーラムを開いた際に、地区にある青少協さんには声掛けをさせてもらいました。社協さんとか、あといろいろな子ども関係団体にはお声がけをさせてもらいました。来たかどうかは、余り来てもらえなかったのですが、一応お声がけはさせてもらいました。

【委員長】

よろしいでしょうか。

市民論議を尽くしているかどうか、その問題も、きょうは議論の対象にはなりますので、それを含めて、次に進ませていただいでよろしいでしょうか。

(3) パブリックコメント等の実施結果について

【委員長】

それでは、まさにパブリックコメント、市民論議で、この骨子案が、現状、どこまで論議が進んでいるのか、その一端を、(3)の「パブリックコメント等の実施結果」について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局（子ども子育て支援課）】

それでは、ご説明いたします。

先に、ですけれども、お手元の資料をご覧くださいとおわかりのとおり、今回、非常にたくさんのご意見をいただいております、特に傍聴の皆様におかれましては、初めてご

覧になった状態で、この時間内で全てを読んでいただくのは難しいと思いますし、かいつまんだご説明になってしまいますので、詳しくは後ほどご覧いただければと思っております。

それでは、資料6をご覧ください。「委員会中間報告パブリックコメント等の実施結果等について」です。

実施期間、意見提出方法、配布（配付）資料、手続の周知については、資料6の「1 実施概要」に記載のとおりです。

資料6の「2 実施結果」をご覧ください。

市の主催による市民意見交換会については、記載のとおり3日間実施いたしました。委員会中間報告について、市から説明をした上で、ご参加いただいた市民の皆様にご意見交換をしていただきましたが、委員長には、いずれもオブザーバーとして意見交換にご参加いただきました。委員長、ありがとうございました。

また、市主催の市民意見交換会とは別に、市内の3つのコミュニティ協議会による地域フォーラムを実施していただきました。こちらは、協議会からお招きいただき、市から中間報告についての説明をさせていただいた上で、参加者の方による意見交換を実施していただきました。市からは、ご参加いただいた方々にパブリックコメントの提出についてご案内をいたしております。

また、5月22日の西部コミセンでのフォーラムでは、協議会が主催した喜多委員長による講演もあり、多くの方が参加されていました。

資料6の裏面をご覧ください。パブリックコメント等で提出された意見の集計表です。ご覧のとおり、非常に多くのご意見をいただきました。この間、事務局でも内容の精査を進めてまいりましたが、お一人の方がたくさんのご意見をご提出いただいていることもあって、特に意見件数については、今後さらに精査を行いますので、数字が変更となる見込みです。

なお、市民意見交換会で提出された意見の数も、パブリックコメントの件数に含めております。

表の左側に、「種別」という欄がございますが、一般のパブリックコメントのほか、子どものパブリックコメント、また、その他として市議会文教委員会で、市から中間報告について行政報告をした際の意見、市長、副市長、教育長、教育委員などによる総合教育会議で、同じく中間報告についてご報告した際の意見もいただいております。

また、パブリックコメントの時期に、むさしのクレスコーレの利用者の方からも声をお寄せいただいています。

そのほか、6月12日に開催された Teens ムサカツ実行委員会でも、委員会中間報告について、参加メンバーの意見を聞いています。

また、今回、市役所の内部でも、条例に関する意識を高めることなどを目的に、中間報告について職員アンケートを実施しております。

「3 意見の取扱いについて」にありますとおり、これらの意見は全て原則として公表いたします。具体的には、現段階では本日の委員会資料の12～17として、全ての意見が記載されておりますので、ご参照ください。

こちらは、本日の会議後、ホームページにアップいたします。

本日の委員会では、これらの意見を受け、委員会中間報告の記載内容を具体的にどのよう
に修正し、どのように最終報告書の形にまとめていくかを議論いただく予定です。

したがって、いただいた意見への委員会としての対応については、最終報告書の内容が、その答えになるものと考えております。ただし、反映させることのできなかった意見への考え方等もお示しする必要がございますので、委員会の報告書には、何らかの形でパブリックコメントでの意見について、委員会としての対応方針をまとめた資料を掲載できればと考えております。

こちらの対応方針案は、次回の委員会で資料として（案）をお出しする予定です。

意見の内容ですけれども、非常に多くの内容をいただいておりますので、個々の意見について詳しく触れるお時間はございませんが、まず資料7をご覧ください。

一般のパブリックコメントのご意見の中から、具体的に中間報告の修正等について言及されているものを中心に抜粋したものとなっております。本日の議論のご参考にしていただければと思います。

続いて、資料8については、子どもからのアンケート集計結果です。

今回のパブリックコメントにおける大きな特徴は、子どもからの意見を募集し、実際に非常に多くの意見が寄せられたという点です。

こちらについて、資料8の《概要》の部分に、実施方法等を記載しておりますけれども、特に市立学校では学校の先生から、『こどものけんりってなあに？（第1号）』について、児童生徒の皆さんにご説明をしていただいたこともあって、子どもたちが主体的に多くの回答を寄せてくれました。

子どものパブリックコメントでは、自由意見を記載する欄の前に簡単なアンケートを掲載しておりました。資料8に回答の結果を掲載しておりますけれども、まず、回答をいただいた学年や居住地名等は記載のとおりです。

「2 あなたは「子どもの権利（けんり）」について知っていましたか？」という質問がございましたが、よく知っていた、が 26.3%、ことばだけは知っていた、が 49.7%、まったく知らなかった、が 24.0%でした。

昨年実施したアンケートと比べて、ことばだけは知っていた、の割合が 10 ポイント程度ふえています。

続いて裏面をご覧ください。「3 武蔵野市（むさしのし）が子どもの権利（けんり）についての条例（じょうれい）（ルール）をつくることについてどう思いますか？」という質問に対しては、よいことだと思う、が 81.5%でした。

「4 「こどものけんりってなあに？」を見て、特（とく）に大事だと思うことや興味（きょうみ）のあることを教えてください」についての回答結果は、記載のとおりです。「子どもの安心（あんしん）・安全（あんぜん）」が最も多く、次に「いじめを止（と）めること」、「子どもの居場所（いばしょ）」の順でした。

「5 自由意見（じゆういけん）」については、649 人の方に回答をいただきましたが、詳細は資料9をご覧ください。

資料9の1 ページ目に、自由意見のカテゴリーごとの回答数をまとめています。数字は速報値になりますので、今後変更となる可能性があります、意見件数としては 881 件寄せられています。

資料9は、以下、カテゴリーごとの主な意見をまとめています。

2 ページをご覧くださいますと、こちらは、「こどものけんりってなあに？」の元のカテゴリーにはなかったのですが、「条例の検討自体についてよいと思う」、「うれしい」といった意見が多く寄せられました。ここでは、一部を抜粋して掲載しています。

その後は3 ページの「2 前文」以降、カテゴリーごとに主な意見を掲載しています。時間の都合上、個々の意見はご紹介できませんが、子どもから非常に多くの声が寄せられていることは、市としても大変うれしく感じております。

また、資料9の 15 ページをご覧ください。こちらは、不登校等の中学生の通う施設であるむさしのクレスコーレの子どもたちからの声です。

パブリックコメントについてご案内したところ、クレスコーレの皆様で、16 ページに

掲載しているマインドマップづくりという取組を実施し、成果物を送っていただきました。15 ページの主な意見の欄は、16 ページのマインドマップをもとに、委員長にまとめていただいたものです。「居場所」、「休む権利」、「いじめ」等についての意見がありました。

また、17 ページは、6月12日の第1回 Teens ムサカツ実行委員会で、「こどものけんりってなあに？（第1号）」を見て、どんな項目が気になったり大切だと思ったかというグループワークをした際の意見です。

このように、非常に多くの子どもの声が寄せられたことを子どもたちにもお知らせするため、本日、机上配付させていただきました資料 10「こどものけんりってなあに？（第2号）」を配付させていただいています。

こちらに、子どもから寄せられた声の内容を簡潔にまとめています。こちらは、近日中に市立学校の子どもの学習者用コンピュータに配信するほか、学校内での掲示、市内の子どもの利用する各施設等で配布をお願いする予定です、内容は、後ほどご覧いただければと思います。

今回、このように多くの意見が子どもから寄せられたのは、学校での取組によるところも大きいと考えております。

それでは、この間の、学校の取組について、指導課からご報告をいたします。

【指導課長】

それでは、指導課からご報告をさせていただきます。

先ほど資料1にもありましたとおり、この中間報告を行う際に、全校朝会で校長先生の講話で取り上げていただくこと、また、授業で取り上げていただいて、子どもの権利に関する条例の内容について、「こどものけんりってなあに？」を活用しながら伝えて、意見を表す場があることを伝える。そこで促すということをご紹介してきました。

資料11をご覧ください。その中でも、「中間報告に関する理解啓発の授業の実践について」ということで、取材した取組についてもご紹介をさせていただいています。

まず、小学校5年生の「特別の教科 道徳」の授業の中では、「真理の探究」について考える授業ですけれども、授業の最後に「権利」について子どもたちで自由に意見交換を行い、また、そこでたくさん出てきたことから、先生からパブリックコメントに参加してみないかという促しを行っています。

続いて、6年生の「社会科」の授業でございます。ちょうどこの時期が、社会科の政治の学習を行っているところと合っていましたので、政治についての学習を終わった後に、

武蔵野市でもこのような取組を行っているというところから、パブリックコメントにも参加できることを促しております。

最後、中学校については、「特別活動」の授業の中で、でございますけれども、中学生は、小学校のときに条例等について学習をしていますので、「条例とは何か？」と問うたときには、子どもたちから具体的に様々な条例の内容が出てきましたけれども、その中で、武蔵野市でも現在、子どもの権利に関する条例について制定されようとしていることを説明し、また、意見を述べたい生徒は、パブリックコメントに参加を促すような働きかけをしてきました。

このようなことを全校で行ったところ、たくさん子どもたちからパブリックコメントの意見が寄せられたところでございます。

【事務局（子ども子育て支援課）】

それでは、お時間の都合上、パブリックコメントの結果報告は以上となりますけれども、この後、皆様にはパブリックコメントをどのように報告書に反映するか、ご議論をいただく予定です。

本日、資料 19 として、委員長による報告案をご提出いただいておりますが、こちらは、パブリックコメントを受けて、中間報告から修正した箇所が見え消しの形であったり、下線を引かれてわかるようになっております。寄せられた意見が非常に多いため、どの意見をどのように反映させるかについては、あらかじめこのような委員長案を作成いただいておりますが、そのほかにもこの意見を反映すべきといったご意見については、各委員から、後ほどお願いできればと思います。

今回のパブリックコメントは、委員会の中間報告へのご意見としていただいておりますが、条例の制定プロセスなど委員会ではなく市で検討すべきと思われる事項については、ご意見を市として参考とさせていただければと思います。本日の委員会では、特に条例骨子案の内容に係る部分を、この後、ご議論いただければと思います。

時間の関係で、本日、委員会でご発言いただかなかった内容についても、会議後、1週間ぐらいをめどにメール等でお伝えいただければということも考えております。これは、会議の終了時にご案内させていただきます。

長くなりましたけれども、(3)「パブリックコメントの実施結果について」の説明は以上です。

(4) パブリックコメントをふまえた委員会報告書（案）について

- ・委員長から説明
- ・各委員からパブリックコメントをふまえた修正についての意見
- ・委員間で協議

【委員長】

ありがとうございました。

特に今回、学校関係のご協力、全面的にご協力をいただいて、子どもたちから 649 人の自由意見が寄せられました。全体では 881 件ですけれども、膨大な子どもたちの意見が出て、読んでいるだけで楽しいですね。子どもたちの声が、生の声がこんなに集まるということは滅多にないです。それだけ学校の協力をいただいたことがすごくうれしいというか感謝申し上げますし、もちろん大人の側も負けてはいないわけで 83 人、386 件、しかも 1 件だけで、1 人が 10 ページ、20 ページ書くような大論文が 7、8 人いましたかね。それを含めてものすごい数の市民の方にパブコメに参加していただきました。

私も何度か自治体でパブコメを経験してきましたが、こんなにすごいパブコメは初めてです。しかも、子どもの参加がこれだけ進んで、私たちも想定外というか予想外の反応でして、これだけパブコメの意見が出てきてしまうことはうれしい悲鳴ですが、だけれども、どうやってまとめたらいいか、すごく大変になってしまいました。

それで、きょう、資料 19 という形でお渡ししている報告書（案）は、私が、今言った膨大なパブコメの意見、子どもたちの意見を整理して、こういうふうに骨子案の中で最低限盛り込んだらいいのではないかという項目を 17 項目つくりました。加筆・修正という形で★印がついているところです。そこの加筆・修正で、一応 17 件入れてあります。

それから、まだ加筆・修正までは行かないけれども、委員会の方に図って検討してほしいと思う検討課題が 11 項目、したがって、加筆・修正 17 と検討課題 11 合わせると 28 項目、私が報告書で最低限入れたものです。これは、できるだけ委員の方々に入れていただきたいというがあるので、私は抑制しました。

それで、委員の方々がパブコメの意見を見て、これはぜひ入れたほうがいいよと、——自分の意見ではありませんよ。パブコメで自分の意見を出されている方は、それは、もちろん別ですが、いずれにしても、きょうは委員の方の個人的意見を聞く会ではありません。パブコメで集まった意見の中で、ぜひこの骨子案の中に入れたい、そういうものを抽出して、皆さん方に提案していただくということです。

これは、あらかじめお話ししたように、これから 2 分間の発言時間をお願いすることに

なるかと思えます。そういう委員の方々の出してくる修正・加筆提案と、私が出している28項目、これを全部合わせて、恐らく残りの1時間弱のところ、これを討論させていただくことは至難のわざ、大変忙しいことになるかと思えます。時間が非常に限定されていますので、事務局ではタイマーで2分たちますと予告が鳴るようでございます。

そういう形で、非常に時間的には忙しい会議でございますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず私で、今回、加筆・修正17、検討課題11を設定して資料19という形で提示させていただいたことについての説明をさせていただきます。その説明については、報告書の最初の1ページ目、2ページ目、「委員会報告について」というところを、まず開けていただければと思えます。

まず、「パブリックコメント等をふまえた武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 報告書(案)」という形で、分厚い資料19が提示されていると思えます。これの「目次」の次のところに、「委員会報告について」とあります。ここを、まず紹介しながら説明させていただこうと思えます。

まず、項目的に1つふやしました。委員会報告についての下線が入っております総合調整、このパブコメの意見を総合調整して報告書をつくるということで、区分けは、今まで中間報告は3つの区分けでしたけれども、これを4つにさせていただきます。3つ目までは同じですけれども、4つ目に、「聴いてみたい!子どもたちの声」という項目を入れさせていただきました。「聴いてみたい!子どもたちの声」では、「子ども向けの中間報告書「こどものけんりってなあに?第1号」を見て、寄せられた子どもの意見の一部を紹介」ということで、大人の側の意見だけではなくて、子どもの側がどういう気持ちで、どんな意見を持っているかということについて、一部分を抜き出すような形で各項目に入れさせていただきます。

こういう項目を含めて4項目にふやしていますが、今回、加筆・修正項目17項目、検討課題11項目としてどういうところを設定したかについては、ページ数で言うと2ページ目の中程に、「パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案との関係」というのがございます。ここで、この報告書の最初の前書き部分ですので、パブコメの意見をどのように入れたか。

これの2つ目のパラグラフを見てください。「これらのご意見については、中間報告を軸としつつ、子どもの権利実現の見地から、市民、子ども、子どもの現場スタッフの総意

を反映できるように努力してきました。その際、マジョリティの意見だけでなく、各分野のマイノリティ層の意見も尊重すべきと考えています。」と、今回は、総合教育会議とか市議会の文教委員会あるいは役所の職員の各層とか、いろいろなところから意見が集まっております。

もちろん一般のパブコメと、あと、子どものパブコメが資料としては基本ですが、それ以外にもいろいろなところからご意見をいただいている。それを皆さん方には資料として出させていただいているのですが、全部を同じようにというわけにはいかないので、やはり主に市民の声と子どもの声、それから、それを反映している現場の声、このところに重点を置いて、今回、修正・加筆と検討課題を設定させていただいております。

それから今回、具体的な中身の前に、もう一つ、この条例の方向性のところに大きく加筆を入れさせていただいております。

(1)「この条例がめざす方向性」というところですね。ここに下線が入っていると思います。これも、パブコメの意見、いろいろな意見を受けとめて加筆させていただいた部分です。「市の子どもたちの声、子どもの置かれている現実（いじめ・虐待、不登校、自己肯定感の低下等）、そういう子どもの置かれている現実と社会的ニーズをふまえ、子どもたちの現実を変えていくために欠かせない子どもの権利を重視したい。」と。

パブコメの意見の中には、この子どもの権利条例骨子案に入れている子どもの権利は、どういう目的で何のために入れたのか、いろいろなプログラムリストはあるわけけれども、あえて子どもの権利になったのはなぜかというふうな問い合わせが結構ありました。

私たちが大事にしたいのは、今の子どもたちの現実を変えていける子どもの権利なわけですね。一般論ではありません。権利条約にあるから入れるのではないわけで、今の武蔵野市の子どもの現実を変えていくために、つまりいじめ・虐待等の現実を変えていくことに欠かせない子どもの権利を重視したということで、「子どもが安心して生きる権利」や、「自分らしく生き、成長する権利」を保障していきたい。さらに、子どもの声、関心の高い分野ということで、「平和に生きる権利」と「差別されない権利」を、併せて今回の骨子案でも重視したということです。

それから、もう一つ下線の部分で修正がありました。それは、権利保障の方法の問題です。「家庭（親・保護者）や育ち学ぶ施設（保育士・教師）の努力だけでは、子どもを支えていくことに限界が生じている現在の状況をふまえ」というふうに表現を直させていただいております。

これは、特に職員の意見からも多かったのですが、「家庭や学校の疲弊状況をふまえて」という「疲弊」という言葉、こういう表現は、どうもふさわしくないのではないかというご意見を多数いただいたこともあって、ここは表現を変えさせていただいています。「家庭や学校の疲弊」というのではなくて、「家庭、育ち学ぶ施設の努力だけでは、子どもを支えることに限界が生じている」という言い方で表現を変えさせていただいております。

こんなところが、実はパブコメの意見をふまえて大枠として変更させていただいたものですが、きょう改めて新しい資料をつくらせていただいています。それが、資料 18-2 です。

これは、この報告書、先ほど申し上げた修正・加筆 17 か所、検討課題 11 か所を、このように一覧表で整理させていただきました。

まず第 1 には、骨子案の構成や見出し語の修正があります。今まで E に置いていた「保障すべき子どもの権利」を C へ移動しました。これも、そういう意見がありまして、前のほうにしたほうがいいのではないか、保障すべき子どもの権利を前のほうに、前倒しにさせていただきました。

あと、A-3 と C-3 については、見出し語を整理させていただきました。「Child Friendly City」については、「子どもにやさしいまち」という日本語を前に出させていたことと、それから C-3、ちょっとわかりにくい表現だったので「子どもによる子どもの権利学習」と、表現を改めさせていただいています。

このような、まず、構成と見出し語の修正を前提に、本文について 17 か所の修正と、検討課題 11 について、簡単に説明をさせていただこうと思います。

一応希望で A から H まで、それをナンバーで表現しながら、条例の骨子案を分類させていただいていますが、これの A～H の項目に合わせて、私も説明させていただきますし、皆さん方が、こういうパブコメの意見を入れたいというときに、どこへ入れるかというのを特定してください。例えば A-3 に入れたいとか B-2 へ入れたいとか、そういう形で指定していただければ、あとで議論がしやすいので、私たちも A～H の記号に即して紹介させていただきます。

まず、A-1 は、A は前文ですけれども、「権利の主体」という理念を追加するという意見、それから、子どもが求めている、これはアンケートで絶大な人気があった三大権利、「平和に生きる権利」、「安心して生きる権利」、「差別されない権利」の 3 つの権利は、やはり前文に入れたほうがいいだろうと。ただし、「平和」と「安心」については、非常に

重なる部分があるので表現は工夫するということで、「平和な社会で生活する権利」というふうな、これも全部パブコメで出た意見を生かして、「安心して生きる権利」と「平和に生きる権利」との差別化を少し図らせていただいております。

そのほか、検討課題としては、A-1について、冒頭文なので、もっとシンプルな内容でどうかというご意見、それから、「多様性の時代と子どもの権利の普及」、これは、やや違う概念で、調整が必要ではないかというご意見、それから、この前文の中に「守られる権利」を入れたらどうか、あるいは「表現の自由」も入れてほしい、それから、子どもが「権利を知る権利」も入れたらどうかと、このような積極的な提案もございます。これは、いずれも検討課題としてご審議いただければと思います。

また、A-2は、「権利の保障方法」について、これは、先ほど申し上げた「疲弊」という言葉の表現に異論が多かったために、先ほどのような「家庭・育ち学ぶ施設だけで子どもを支えていくことの限界をふまえて」という表現に直させていただいております。

同時に、実は「育ち学ぶ施設」の中で、保育関係とか乳幼児のほうが非常に弱いのではないかというご指摘がありまして、やや学校教職員の支援が中心になっているのではないかと、このあたりのバランスをもうちょっとよくすべきではないかというご意見がございました。これは、家庭を中心に考えるほうがいいのか、学校や地域と並列でいいのかどうかと、こういった検討課題も示させていただいております。これは、全てパブコメの意見から出しています。

あと、A-4で、これは補足意見ですけれども、「マイノリティ層の意見の尊重」ということで、これは特に、先ほども意見の中に入りましたように、クレスコーレやみらいるの子どもたちの意見や、あるいは障がいや外国籍の子どもたちといった、いわゆるマイノリティの層の人たちの意見も十分反映させたいということ、プロセスとしては大事にしたいと思っています。

それから、最後にA-5、前文の最後の5番目は、前から「子どもの声」をぜひ入れたいということで、ムサカツの子どもたちにお諮りして、時間的にはまだ十分煮詰まっていない段階ですが、同時に子どもたちからのパブコメのコメントが大量に出ましたので、その意見も反映させて、A-5の枠の中で条例の一部として子どもたちの声を入れてみるることができるのではないかと。

報告書の8ページには、「◆聴いてみたい!子どもたちの声」という、先ほど申し上げた欄で、具体的に、子どもたちの声を紹介させていただいております。

こういうものを前文の中に組み込めないか、ご審議いただければと思います。

Bについては、「目的規定」、用語とか条例の形式に係った問題ですけれども、先ほど出た「育ち学ぶ施設」が、「学校」にちょっと偏っているのではないかという意見と、いや「学校」をもっと大事にしたほうが良いという両方の意見が出ていますので、これを用語で「学校等の育ち学ぶ施設」という使い方でいいかどうか。

あと、「パートナー」という言葉がわかりにくいというご指摘もございました。このあたりは検討課題としております。

Cについては、EにあったものをCへ、目次で言いますと、前のほうへ繰り上げたものが、「保障すべき子どもの権利」でして、これは、骨子案の段階で、ただ権利を羅列するのはまずいので、No.を1～7まで振った上で、前置き文を入れております。これは、先ほど申し上げた前書きの中の「子どもの現実を変えていく子どもの権利」、そういう権利が大事だというふうな流れを受けた前置き文を入れております。

なお、権利の中身については、「自分らしく育ち仲間と共に生きる権利」の、「仲間と共に生きる権利」というのを追加したほうが良いという意見が出て、これを加筆・修正させていただきます。

それから「休む権利」についても、「自由に時間を過ごす権利」、どちらかというところ「余暇を持つ権利」に近いですが、これは、条約の31条には入っていますけれども、「休む権利」だけではなくて「自由に時間を過ごす権利」というのを入れたらどうかと。これも加筆・修正案で出させていただきます。

【委員長】

それで、検討課題については、これは「ヤングケアラー」に係った問題と「インクルーシブ教育」、それから、「出自（出身・家柄）の差別」も入れたらどうかという意見が出ております。

あと、Dについては、「誰が保障するのか」ということと、それから、Eのその保障する人々への支援、DとEは、一つセットになるかと思えます。この辺は、文言上の修正が多いので、見ていただければわかるかと思えます。

それで、特にE-2にある「保護者、家庭への支援」のところ、「ヤングケアラー問題を記載すべきではないか」と、そういうご提案もありまして、どこかに、そのヤングケアラー関係を少し含めたいと思えます。

それから、検討課題としては、先ほど申し上げたように、「保育システムについても、

もう少し重視した骨子案になるべき」という意見で、そこは、担当の事務局の方にもご相談させていただいて、そこを広げたいと思っております。

あと、F、仕組みのところがとても大事ですが、ここのところの、特に「子どもの相談」、F-3のところ「子どもの尊厳と秘密保持義務」、それから、「意見表明・参加による不利益の防止」、リスクを伴う意見を救済できるような仕組みをつくるということですね。

あと、検討課題としては、「子ども会議についての記載が、ちょっと詳細過ぎるのではないか」とか、あと、「意見が聴かれる機会の保障にとどめていいのではないか」という意見があります。

あとGは、暴力に関係して、「性的虐待やネグレクトを追加したほうがいい」という意見、それから、権利救済については、「オンブズの制度化については、どこまで規定すべきなのか」、1年間ずらすわけですけれども、それにしても、オンブズの規定の仕方について、もう少し準備が必要ではないか。

あと「評価・検証」のところは最後ですが、一応子どもプラン推進地域協議会が、条例上の施策の評価・検証をするという形に、今、原案はなっているのですが、「上位の子どもの権利条例の実施についての評価・検証を、下位にある協議会が評価・検証するのはなじまないのではないか、むしろ別の独立した第三者が評価・検証を行うべきではないか」というご意見があります。

これは、実際には、ユニセフも同じような主張をしていますし、今回、成立した「子ども基本法」にも、「施策評価についての子どもの意見の尊重」というところをふまえると、もう少し子どもの権利条例に即した評価の仕組みというものも検討が必要なのかなと思います。

以上で、時間はちょっと超過しましたが、こういう項目を含めてご審議いただくということで、午後8時10分前には何とかしたいと思っておりますので、この後、このパブコメをどのように生かせるか、この骨子案にどのように反映できるかについて、委員の皆さんから、順に2分程度のところでご発言をいただければと思います。検討課題についてでもいいし、委員長案、私が出した案に触れられていない、そういうパブコメの意見を取り上げていただいても結構なわけです。

まずは、それを、ご意見をいただければと思います。

【委員】

C-1に当たると思いますがけれども、子どもの特別休暇に関しては、この委員会でもいろいろなご意見があり、欠席にしない休暇のとり方や、授業のおくれをどうするかとか、いろいろな問題があることを知りました。かなりハードルが高いように感じておりました。

でも、何とか違う方法はないものかなと思っていたところ、学校内にフリースペースを設けられないかというようなご意見も見つけて、以前、どこの地域であったかは忘れてしまったのですが、テレビ番組でそのような取組がなされている学校があるというのを見たような記憶を思い出しました。保健室登校のようなイメージでしょうか、これなら欠席扱いにならないかなとか、プリント配付というか、どういう形かわかりませんが、授業のおくれをカバーできるのではないかなと感じました。

同じくC-1に当たるのでしょうか、外国籍の子どもが親の通訳をしているので支援の必要があるのご意見を見て、確かに自分のことより親優先になる場合や、親の立場に立つと、自分より日本語が達者な子どもに頼りたくなる気持ちも、ものすごくよくわかります。親子ともに、今以上に支援につながることを願っています。

そして、この意見を聞いてふと思ったのですが、目が見えない親御さんや耳が聞こえない親御さんのお子さんは、同じようにお手伝いをしていらっしゃるのではないかなと気になりました。

こういったお子さんたちも「ヤングケアラー」というくくりに入るのでしょうか、自分が想像しているよりヤングケアラーのお子さんの数は多いんだなと気づかされました。

これは、F-3になるのでしょうか。「子どもの相談」に関してですが、学校内で安心して話せる場所で、学校が開いていない時間、放課後、土曜日、日曜日などのご希望の意見を見ました。

これは、なかなか難しいでしょうけれども、面談が無理でしたら電話相談とかラインやメールという手段もあります。メール、ラインは、言葉が正確に伝わらないのではないかという心配もありますけれども、いろいろな手段がとられるといいと思います。

子ども会議というのは、公募で選ばれるのかと思いますけれども、小学校の児童会、中学校の生徒会が、日頃から考えて議題に取り上げて話し合った結果がつながっていくといいなと思いました。

【委員】

簡単に手短なほうがいいと思ひまして、検討課題のところを少し、パブリックコメントをもとに意見を述べたいと思ひます。

まず4ページ目の検討課題で、タイトルですけれども、それぞれの権利は表記したほうがいいのではないかということの意見です。

それから、2ページ目の検討課題で、家庭と学校は並列かどうかということでもありますけれども、今の状況を考えると、家庭と地域や学校は並列的な表記のほうがいいのではないかなと。やはり家庭と地域社会は同列に対応していくべきだろうという感じもしております。

それと、10ページ、「条例上の用語の定義について」ということで、「育ち学ぶ施設」ということと、それから「学校」を入れるかどうかという意見が分かれていたかと思えますけれども、ここの条例上の用語の定義の中で「育ち学ぶ施設とは」という形で明確に定義づけして、その中に「学校」も入っていますので、それで統一したらどうかと。全体、条文を見ていると、「学校」を含めている表記と、それから「育ち学ぶ施設」というふうに、ちょっと混在しているような感じもしますので、そこは統一して、私としては「育ち学ぶ施設」ということで包括した概念で使ったらどうかと思います。特に「学校」だけを強調することはないのかなと思っています。

それから最後、13ページ、検討課題の中で、「インクルーシブ教育システム」という言葉が使われていて、その本文の中でも「インクルーシブ教育システム」と使われていますし、狭い意味だと、多分障がい者とか差別のない、ハンディのある方への包括的な教育システムという感じで使われることが多いと思いますけれども、パブリックコメントのご意見とか、それから本文の表記を見ると、学校で学ぶことと、学校以外の場で学ぶ、両方含めたのがインクルーシブ教育と読めるのか、その辺の「インクルーシブ教育」の概念というか、捉え方が広くいろいろ混ざっているような感じもするので、そこは少し整理したほうがいいのかということを感じました。

【委員】

まず、子どものアンケートを読んで、大量の「ありがとう」を読ませてもらって、すごくうれしかったです。ありがとうございます。

7ページ、A-4で、「家庭や学校、地域」とありますけれども、パブコメで、保育園関係の方からもたくさん意見が出ていました。なので、ここは学校だけではなくて、さっきの「育ち学ぶ施設」か「学校」に限定されないような書き方がいいのではないかと思います。

それから、9ページの、これは検討課題に上がっているところですが、パートナ

一と言うと、地域とパートナーとは別個のように感じるのですが、別個ではなくて地域の中にいるので、例えば12ページに書かれているように、「地域の一員」のような書き方をしたらいいのかなと思いました。

それで10ページですが、パブコメの中で「育ち学ぶ施設」の中に「フリースクールだけで育っている子もいます」ということで、「フリースクール」も入れたほうがいいかなと思いました。

それと、B-2の3つある○のうちの2つ目の○で、市民の定義について問うコメントもいっぱいありました。これは、自治基本条例から来ていると思いますので、根拠をここに、自治基本条例にあるんだよということを書いてしまえば、それ以上説明の必要がないのかなと思います。

それから次のページへ行ってC-1です。子どもたちのアンケートを読んでいると、「いじめのない安心できる場所」とか、「いじめがないこと」と「安心」ということが、かなりセットで使われていました。つまり安心の中の大きな要素に「いじめがないこと」があると思います。

そこで、「いじめを受けない権利」、その「いじめ」というのは、暴力だけではなくて陰口や無視、意見交換会でもあった「スクールカースト」だとか、そういう目に見えないようなものまでも入れたほうがいいかなと思います。

それから(2)の「自分らしく育つ」ということに対して、パブコメで、「こういうふうに育ってほしい」だとか、「何々らしい」ということはやめてほしいということが書いてありました。「育ってほしい」、「何々らしい」等、第三者の勝手な人間像を押しつけてもらわないというのも権利だと思います。

それから、(4)で、「意見表明権」について、これは、Teens ムサカツのお話でもあったし、パブコメの中にもありました。「対等であることが大事だ」と、私は、子どもたちに教わりました。なので、どこかに「対等だ」ということを入れておいたほうがいいかなと思います。

それと、意見交換会ではないのですが、地域フォーラムの中で、「意見表明権」のことを発言されている方がいて、要は強い人の意見が通ってしまうよ、みたいなことを言われたんですね。そうではなくて、意見表明権というのは、「意見を聴かれる権利」だということがわかるようになるといいかなと思いました。

6番目、「インクルーシブ教育システム」ですけれども、パブコメの中では3件触れて

いました。そこでは、「インクルーシブ教育システム」という文科省の考えているものではなくて、「インクルーシブ教育」にするべきだとなっていました。それで、パブコメの中に「インクルーシブ教育システム」がいいという意見はありませんでした。ここは「インクルーシブ教育」にするか、または、この下で出てくる「インクルーシブな学びの場」というような言葉に変えるとかしたほうが良いと思います。

それと、「学校は、子どもを主体とした学びの場であるべきです。」のずっと下のほうに行きまして、ここに、「学校での支援」もわざわざ書いたほうが良いかなと。パブコメの中で、教員が大変になる、大変になるというふうにいっぱいありました。これは、支援がすごく大事だと思います。

それから、「障がい」の「がい」の字が平仮名で書かれているのは、障害の社会モデルから考えるとおかしいという意見がありました。

【委員】

まず、パブリックコメントの主な意見を見させていただいて、先ほど委員からもありましたけれども、すごく拙速感が否めないとか、重要な条例をつくるのに期間があまりにも短過ぎるという意見があります。

その辺のところを市として、事務局としてどのように説明していくのか、そこをきちんと考えていく必要があると感じています。

それから、先日、校長会で子ども子育て支援課長に来ていただいて、この子どもの権利条例についてお話をいただきました。その際各校長から出された幾つかの意見をお話したいと思います。あとで、また、他の委員からも補足があるかもしれませんが、幾つか紹介したいと思います。

まず、子どもの特別休暇というのは、学校としては、やはりなじめないというような意見がたくさんありました。

それから、校則のところですけども、化粧とか、そうしたものが書かれていますが、あまりにもいろいろなことを権利として認めていった場合に、社会に出ていったときに、それで通用するのかというような意見もありました。

それから、学校の現状をあまり見ていただいていない状況で子どもの権利条例を、こういうふうにより具体的な言葉で出てくるのが果たして本当にいいのか、具体的な内容でなく理念としてとどめておくほうが良いのではないかという意見もありました。

最後に、先ほど保健室登校のことが出てきましたけれども、保健室登校は、確かに不登

校の子は保健室に来ることはありますけれども、保健室というのは、本来、子どもが具合が悪くなって、あるいはけがをして、そういったときに来る場所ですので、そんなときに、もしそういったことも含めているのであれば、人的保障も必要になってくるのではないかと、あるいは場所的なことも必要になってくるのではないかと思います。

【委員】

改めまして、委員長、事務局の皆様、たくさんのパブリックコメントまとめていただき、ありがとうございます。

今、発言された委員の方と同じになってしまいますが、まず4ページ、もう少しシンプルな内容にして頂けた方が分かりやすく良いかと思えます。

次に、「子どもには表現の自由があること」と、「子どもには子どもの権利について知る権利があること」の記載をお願いしたいです。これは一番下に書かれている「補足意見」の「何でも大人が決めつけてしまう社会の中で……」ということが日常的にあり、より意識しなければならないためにもお願いしたいと思えました。

続いて、6ページ「家庭があって……」のところですか。やはり並列でお願いしたいです。家庭があって地域や社会があるというのは、ごもっともなご意見で、みなさんもそれは十分分かっていると思えます。しかし、このように言葉にしてしまうことによって、ご家庭にプレッシャーのようなものを与え、頑張っている保護者の方がより頑張ってしまう、自分達をさらに追い込んでしまうのではないかという恐れがあります。自分の体験で、子育てに悩んでいる保護者の方から泣きながら相談を受けたことが多々ありました。自分達で、家庭でなんとかしようとして追い込まれてどうしようもなくなった涙です。そのときに、「子どもは地域でみんなで一緒に育てよう、だから頼って良いんだよ」そう励すと、安心する保護者の方を何人か見てきました。実際にそういうことが何件かあるわけですから、あまり家庭、家庭とプレッシャーを与えないで欲しいと思えます。

あと、9ページと22ページ、「学校だけではなく……」ですけれども、私、今まで学校、学校と伝えてきましたが、パブリックコメントを読み、やはり乳幼児施設も同じく分け隔てなく記載するべきではないかと思えました。

【委員】

まず、私、子どもたちのパブコメを見て、やはり大人と同じ視点を持っているんだということが、改めてわかりまして、普通に言葉だけではなくて「大人と対等なのだ」ということを、私も、いつも触れている何人かの子どもたちについても思うのですが、教えられ

ることもいっぱいあるので、やはり対等なのだということがわかったので、子どもたちの意見を前文に入れるですとか、ほかにすごくよかったのは、「聴いてみたい!子どもたちの声」、これは載せることはできるのでしょうか。ぜひ載せていただきたいというか、どこかで表現をしていただければ、子どもたちが、「自分の意見を聞いてくれるんだ」と、すごく喜んでいたのが、このアンケートでよくわかりまして、今まで聞いてもらっていないんだなという……。

あと、意見を表明することの「意見箱」、すごく意見箱というのが書いてあったんですね。表明することで、——表明してはいけないような雰囲気があるの世の中にあるのではないか、それが、そうではないんだよということが、この条例で証明されるのではないかという期待感とか、安心感とか、そういうのがすごくわかりました。だから、それを絶対に裏切ってはいけないというわけではないのですが、その期待にちゃんと応えて、僕たちの意見、私たちの意見を聞いてくれたんだということを、ちゃんと示してあげることが一番の目的ではないかなと思います。

私も、先ほど委員がおっしゃったように、6ページの、「家庭があって、地域や学校が……」というのがありますよね。これは、やはり並列ではないかなと思いました。

時間が終わってしまったようですが、あと一つだけ、21 ページにヤングケアラーのことが書いてあったと思いますけれども、私の知っているお子さんでも、確実にヤングケアラーという方がいらっしゃいまして、やはり、やっというところどころに相談ができるようになっていて、子ども家庭支援センターだとかは、普通に地域のおばちゃんとか、私たちみたいなおばちゃんとか、いろいろな人と関わって、守ってもらっているということが、結局その人の居場所になっているわけですね。おうちでは嫌だけれども、居場所がある。それが前に進む力になるというのは、本当に手にとるようにわかりますので、そういうことを、やはり明記していただきたい。ヤングケアラーのことも明記していただきたいと思いました。

【委員】

先ほどちょっと言いましたけれども、青少協の代表として出ていますので、青少協としては、先ほど言ったように議論がないから、説明もないという状況なので、しっかり議論をする場と、あと説明の場を、というか、説明をしてくださいということですね。これは、こちらから要求するのではなくて、そちらのつくる側からやるべきだと思います。

そういう意味では、もっと議論が必要だなと、議論が足りないというのが一番の意見

ですね。

先ほどの委員もおっしゃっていましたが、やはり拙速感は否めないという感じがします。議会の議員さんの中でも、早過ぎるのではないかという意見もありますし、やはりもっともっと議論をすることが必要であると考えます。なぜ今、武蔵野市に必要なのかというのが、今の疑問ですね。

第1回の会議でもこれは言いましたけれども、条例が本当に必要なのか否か、自分でもわからない状況でございます。なので、そういった意味も含めて、いろいろな意味で、広い意味で議論が必要であると考えます。

それと、ちょっと気になったのですが、前回はお休みしたので、議事録を読むと、委員長の意見の中で、この委員会の位置づけが、市の附属機関ではないというのがあったと思いますけれども、実際の骨子案を見ると、具体的な内容を見ると、明らかに附属機関であるというふうに感じるのですが、その辺の意見をいただきたいというのが私の意見です。

【委員長】

少なくとも、今パブコメにどういうものを盛り込むかというところでのご意見をいただいておりますので、別なレベルでのお話は、またの機会にさせていただきます。

【委員】

D-4「育ち学ぶ施設の役割」のところです。

これは、「学校や教職員の理解を得られるのか、武蔵野市の教職員をやりたがらないなどということにはならないか」というパブコメが出ているようです。学校だけでなく、保育士や乳幼児施設の職員など、子どもが育ち学ぶ施設の職員は、直接子どもの支援や指導に携わる大人として、最も条例の影響が多い存在だと思います。

今、学校現場では、現時点では教員がこのことを十分理解できている状況ではございません。とは言えないと思います。やはり、教員、保育士などへ市が十分な説明を行った上で議論し、意見を収集するプロセスを経なければ、実際に子どもに身近に携わる人たちから、条例に対して納得が得られるかどうか、大変危惧します。

E-3「学校等、育ち学ぶ施設への支援」についてです。

「教職員や保育士など、現場で働く人の労働環境向上への施策が必要」というパブコメが出されています。教員の長時間労働が深刻な問題になっておりますが、骨子にある「研修や学習の機会の保障」だけでは、育ち学ぶ環境の保障は難しいと思いますので、負担軽減措置など、労働環境の改善についても明記する必要があるのではないのでしょうか。

F-1 「子どもの居場所」についてです。

子どもの休暇制度については、「もう少し意義や制度設計について討議を深めたほうがよいと思う」というパブコメが出されています。そのとおりだと思います。十分な議論が必要だと思います。

次に、「居場所で直接子どもに関わる大人の人員の確保が必要」との意見があります。

現在、教育委員会では、都の補助金を受けて、子どもと家庭の支援員制度を活用していますが、そのことについて、条例の中で触れられてはいませんが、実態としては、子どもと家庭の支援員が学校では重要な役割を担っています。

F-5 「個別のニーズを持つ子どもへの支援」についての意見が出されていますが、第三期武蔵野市学校教育計画の特別支援施策をふまえているのかどうか、整合性をとる必要があると思います。

G-4 「いじめの防止」については、特に多くのパブコメが出されていますが、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づいた骨子になっているかどうか、こちらも整合性を図る必要があると思います。

校長会の意見で補足します。「細かいところまでかなり具体的に策定されていることは、学校現場が非常に苦しくなるのでは」、という率直な意見は出ています。十分な人的な支援や予算措置がない中、学校が対応できないと、「条例に反している」という扱いになるのではないかと心配の声も出ています。

「いじめが起きないように、大人が、子どもたちには、自分たちでいじめをなくしていきましょうという自主性、自立性を育てていくことも大事ではないか」という意見も出ていました。

【委員】

まずは、子どもに対する権利条例、武蔵野市では、20年も前から声が上がっていて、何度も条例が実現しなかったという先輩の思いを背負って、実は私は今回委員に応募しました。ですので、今始まったことではなく、前から子どものことを真ん中に考えている方たちが、この条例を待ちわびて、やっとできた条例です。なので、私も、時間がない中、初めから関係機関の方と連携をとって意見をいただいて、この委員にずっと臨んできましたので、私は、とてもありがたく思っております。ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントを読んで、意見を述べさせていただきます。

まず、A-2の「全ての子どもの学習権を保障する」というところ、やはり私も、こち

らは加えていただきたいと思います。

それから、大人のパブリックコメントの4の、シェルター（逃げ場所）を、武蔵野市につくってしまうと、結局シェルターというのは、他市の方が逃げてくるので、市内の方は、同じ市の中のシェルターに入ることはほとんどないんですね。それで、武蔵野市では、ほかの人を何で囲わなければいけないんだというお声が上がって、なかなかシェルターができないと聞いておりますが、でも、武蔵野市の人他市の人に、他市のところの逃げ場所で、本当に助かっている方が多くいらっしゃるので、やはり武蔵野市にも逃げ場所やシェルターの設置は必要かと思います。

あと、「子どもの休む権利」についてですが、私は、本当に大切だと思っています。なぜかという、やはり休めないことによって死を考える子ども、クレスコーレの意見の中にも、「もう死ぬしかないと思ってしまう」という率直な子どもの意見があったように、やはり子どもの命が一番大事、守るという点から、大人がどうにか頑張って工夫をして、そういった本当にマイノリティな、困っている子どもを救う意味でも、やはり休む権利は必要だと思いました。

時間がないので、あとは、また意見として述べさせていただくのですが、一応1点、この中の普通教育、資料の27ページの「学校外の多様な学びの支援」のところで、「普通教育機会確保法」という表現がありますが、もし私が間違っていたら、申し訳ございません。これは「教育機会確保法」の前に「普通」がつくんですか。

【委員長】

名称はとにかく、私は「普通教育の確保法」だと思っていますから、名称はそうです。それを略称したのはマスコミでして、だから、メディアはそういうふうには言っているだけです。基本的には「普通教育の機会確保法」です、内容的には。

【委員】

わかりました。私もインターネットでいろいろ調べたら、全部「教育機会確保法」としか出てこなかったもので……。

それで、こちらの、学校外の学びの場の通学費も含めていただきたいと思います。

【委員】

まず4ページの、先ほどから検討課題に出ている中の一番下の「子どもには子どもの権利について知る権利がある」というところですが、16ページのC-3のところの、骨子

案の一番初めのところに「子どもには子どもの権利を知る権利があること。」という記載がありますので、こちらを採用するのであれば、入れなくてもいいのではないかと。重複して入れるか入れないかというところの判断だと思います。

あと、もう一つ、16 ページで同じC-3ですけれども、骨子の○の2つ目のところに、「自分やほかの子どもの権利の大切さを学ぶ機会を設けること。」という記載がありますが、「権利と義務」を切り分けるのはいいと思いますけれども、パブコメの中に、「権利は責任を伴うのが原則です。子どもの自主、自律を体現する」というようなパブコメがありました。

16 ページの《骨子の基となる考え》のところの○3つ目のところに、そこはしっかり書いてありますけれども、「子どもの権利、人権保障には相互尊重の原則があります。その原則にしたがって、自分と同じく他者の権利を尊重する必要があること」、その部分を、上の条文のほうに持っていくというのも一つの方法かなと思っています。

もう一つは、32 ページ、骨子案の上から3つ目ですが、これは、パブコメの中でも、先ほどほかの委員からもありましたように、乳幼児の部分の記載が薄いのではないかと。いうようなところ、未就学に対する視点が無いのではないかと。いうところですが、この部分に、「市及び市民は、年齢や障がい、その他理由によって、自分でうまく表現のできない子どもについては……」という記載があります。こここのところに、次の33 ページの(1)の一番下のところに、その詳細が書いてありますけれども、ここを読めば、未就学に対し支援する方の取り扱いが書いてありますが、ここが、うまく読めないで、32 ページの骨子の3つ目の○、先ほど私が申し上げたところの「市及び市民は、」のところプラスして「支援者」という言葉をぜひ入れていただくと、実際に支援する方が、こういう配慮をしてほしいというようなメッセージが伝わるので、ここには、ぜひ「支援者」という言葉を入れていただくと、保育士の方等も支援者の一人でございますので、このあたりがうまく伝わるのではないかなと思います。

【委員】

18 ページのD-3「保護者の役割」のところ、★で加えられている部分ですが、「保護者は、子どもの養育の困難に直面したときには、抱え込まずに相談するよう努めること」、これは、条例上の努力義務規定というふうに見えるのですが、抱え込まずに相談しなかったら、条例違反になってしまうような、そういう規定が保護者の役割として記載されることについては、ちょっと違和感があるということを申し上げさせていただきます。

それから、23 ページのF-1「子どもの居場所」のところで、この間、幾つかご意見も出ておりましたけれども、子どもの特別休暇制度については、教育委員会としても懸念を申し上げさせていただいて、補足意見に書いていただいたことと、校長会からも慎重な意見が出ているということ、また、パブリックコメントでは賛成する意見もありましたけれども、複数の慎重に考えるべきというご意見もありましたので、「休む権利」というのは、条例にしっかり規定していくことは重要だと思いますけれども、休む権利イコール休暇制度ではないのではないかとこのところを、このパブコメの結果を見ても改めて考えております。よって 23 ページの(1)の2つ目の○、その2行目に「学校等を安心して休めるよう具体的な措置を考慮する」、これが、恐らく特別休暇制度のことを意図されている文言かと思っておりますので、ここの文言が残ると、ひとり歩きしてしまうところがあるかなと思っておりますので、ここについては再考いただきたいということです。この後段に、「必要な場合に、学校を休むことについて地域の理解が得られるよう、必要な啓発等に努めること」、これをしっかりやっていくことが大切かと思っております。

あと、24 ページの検討課題の「学校内にフリースペースのような授業を受けなくてもよい居場所スペースが必要との指摘がある。」という点ですが、実際に学校には来ることにはできるのですが、教室には入りにくいお子さんは確かにいらっしゃって、そういったところへの対応として、専門の場所ではないのですが、今、学校改築でも多目的室ですとか、オープンスペースですとか、幾つか複数の場所で、子どもたちが選べるようなことは考えていきたいと思っておりますのと、あと、先ほど委員からもありましたけれども、ソフト的な部分、場所があっても人がいないというところがありますので、家庭と子どもの支援員を今、拡充していく方向で進めておりますので、ここは、授業を受けなくてもよい居場所スペースというのを、表現としては改めていただいて、「教室に入りにくい児童生徒の居場所について配慮する」などの文言にさせていただけたらと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。

やはり予定した以上に皆さんからのご意見が出まして、これを、この後、残された 30 分余りの時間で審議していくことは大変難しいかと思っております。もちろん委員会が終わった後、今回の報告書の整理、パブコメの問題を改めてもう一回整理し直しますが、いずれにしても委員長、副委員長の預かりで報告書を整理していくことになるかと思っております。

1週間ぐらいの中で、各委員の方には、またご意見をお寄せいただければと思っていま

すけれども、残り 30 分になりましたので、できれば、最低限大きな枠の中でご意見をいただけないかと思っております、今A～Hの中で、30 分ですので大きく 3 つぐらいの枠の中でご意見をいただけると、全くの自由討論というわけにはいかないと思いますので、A、B、そしてCまでの中で、きょうの出た委員のご意見あるいは私が提案している委員長からの報告、そこを含めてA、B、Cで一つご意見をいただけないかと。その後、D、E、Fでお願いし、最後にG、Hでと思っております。

まずA、B、Cのところ、少し深めたいものをお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

A-1で「理解し合い、認め合う社会」とありますけれども、これは、パブコメでも「理解し合い」を入れたほうが良いと書いてあるんですが、多様性の説明について、「理解し合い」という説明があるのはないんですね。理解できなかつたら認め合えないのかと、理解できなくても認め合わないといけないのが多様性なので、「理解し合い」というのは取ってしまったほうが良いのではないかと思います。

それから、すみません、委員長がわざわざ追加されたことですが、「安心して生きる権利」の前に「暴力のない環境で」とありますが、安心の反対側にあるのは暴力だけではなくて経済もそうだし、いろいろな要素があると思うので、ここは「安心して生きる権利」というふうに広い「安心」にしたらどうかと思います。

もう一点だけ、先ほど権利の話で、「権利を認める」ということがありましたけれども、恐らく権利は認められるものではなくて、生まれながらに持っているもので、誰かに認めってもらうものではないと思います。

それとあと、「権利には責任が伴う」ということがありましたが、これは、恐らく「自由には責任を伴う」だとか「行動には責任を伴う」とか、そういうふうなことに使われるものだと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

「安心して生きる権利」と「平和に生きる権利」との差別化をするために、少し言葉を追加するような工夫をさせていただきましたけれども、ご指摘のとおり、権利の理念をあまり狭めてしまうのは、やはりまずいかと思います。

ほかにもいかがでしょうか。A、B、Cのところ、Cの「子どもの権利の理念」のこ

ろまでですが。

【委員】

11 ページ、Cの「保障すべき子どもの権利」の○の2番、委員長が加筆されている「仲間とともに生きる」ですけれども、仲間とともに生きることは個人の自由であり、あえて加筆しなくて良いと思いました。

【委員長】

これは、もちろんそういう意見を組み入れただけではすけれども、「仲間」というのが、すごく狭くなっている感じがありました。人々、社会の中でともに生きていくという意味合いと、自分らしく生き、育っていく、自分らしく生きるということと、その社会で、共同体というのでしょうか、ともに生きていくことと対に考えたほうがいいのではないかというご意見だと思います。ですから、「仲間」と言ってしまうと、すごく狭くなってしまいますので、そういうご指摘があったということで検討させていただきたいと思います。

【委員】

よろしくをお願いします。

【委員長】

あとはいかがでしょうか。

一つは、委員から、24 ページの、「学校内にフリースペースのような授業を受けなくてよい居場所スペースが必要」というのを、「休む権利」の仕組みとして、こういうふうな形があり得るのではないかというご提案だったのでしょうか。

【委員】

このフリースペースというものが代わりとなるものになるのかなど。

【委員長】

つまり休憩室というか、単純に保健室登校とか図書館とかというのではなくて、子どもたちが安心して休めるような場を学校の中につくろうと、そのことによって、休暇制度みたいなところは、現場からも、非常に負担が大きくなるということで、むしろそういう休憩室的なものを学校に設けるのはどうかというご提案と考えてよろしいですかね。

【委員】

はい。そうすると、欠席扱いにならないかなと思いました。

【委員長】

そこは、教育委員会と語ってください。

いずれにしても、それが一つ、休む権利の仕組みとして、本当に子どもたちが休める仕組みをどうつくるかというのは、一つの提案として受けとめさせていただければと思います。

【委員】

はい。

【委員長】

あといかがでしょうか。

【委員】

意見というよりは質問に近いと思いますけれども、C-3で「子どもによる」と変わりましたけれども、骨子では、主語が「市は」になっていまして、子どもによっていないということなので……。

【委員長】

主語が変わってしまっていますね、確かに。 検討させていただきます。おっしゃるとおりです。

あとはいかがでしょうか。

【委員】

13 ページの検討課題のところに書いてある一番下の「出自で差別されないことを記載すべきとの意見がある。」というところは、ごもっともというか、当たり前ですが、入れたほうがいいのではないかと、そのままご意見を採用してもいいのではないかと思います。

【委員長】

もしよろしければ、A、B、Cに限らず、その後のD、Eのあたり、あるいは今Fの話が少し入ってきているので、D、E、Fあたりのところでいかがでしょうか。

【委員】

D-3には「第一義的責任」があります」という表現がありますけれども、こちらは、家庭の責任の表記ということで、以前も皆さんと審議した内容だと思いますけれども、今、家庭のあり方がすごく変わっているという状況があるので、この表現は、パブコメにもあったとおり、私も、役割に順位をつけるような表現はやめたほうがいいのではないかと、時代に合っているのかなと思います。

【委員長】

はい。

【委員】

E-3ですけれども、パブコメにも、教員が本当に大変だ、大変だといっぱい書いてあります。僕もそのとおりだと思います。骨子の基の考え、○が2つありますけれども、もう一つ足して、「教員の負担軽減と余裕を持って遂行可能なリソースをちゃんと用意する」ということは書いておいたほうがいいのではないかと思います。本当に子どもの予算を倍にするぐらいの気持ちで、教員も倍増で、先生たちが大変にならない、先生たちが楽しくて、子どもたちに会うのが楽しくて学校に来るような子どもの権利にしてほしいと思います。そのために、少人数学級も考えてもらったほうが良いと思います。

それから、D-2で、「子どもとともにまちをつくることを目指すこと。」と書いてありますけれども、これは、CFCが子どもにやさしいまちになったので、ここも「子どもにやさしいまちをつくること」にしたなら、何か楽しいかなと思いました。

それから、F-1の(3)で、「0123施設など」とありますけれども、武蔵野市には児童館もあって、実は日本的には「児童館」のほうが一般的なので、「児童館」とあったほうがわかりやすいのではないかなと思います。

それと、「フリースペースのような授業を受けないでよい居場所」が提案されていますけれども、岐阜県の不登校特例校では、教室ではない場所で勉強ができる、教室にカメラがあって、どこでもパソコンで、リモートで勉強していいですよというのがあるので、別に授業を受けないわけではなくて、フリースペースのようなところで授業を受けてもいいのではないかなと思います。

それから、「休暇制度」、特別休暇ですけれども、反対がたくさんあるということはよくわかります。でも、これがなぜ提案されているかという本当の意味も考えてほしいです。子どものパブコメの中にも、「休みたい」という声が多量にありました。子どもたちの「休みたい」の、なぜ休みたいかというところを、本当の意味を読み取って、それを受け入れてやっていくべきだと思います。

あと、F-3ですね。「子どもの相談」の中で、保育園の方のパブコメの中で、「乳幼児は、言葉は発しないけれども、気持ちを読み取るだとか、そういうことを考えています」と。この中で、乳幼児からのサイン、助けてほしいだとか、これは食べたくないだとか、そういうのを受けとめるということも、何かあればいいかなと思いました。

【委員長】

ありがとうございます。

残り時間も少なくなりましたので、全体を通してG、Hも含めまして全体でお気づきのところを、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

C-1ですけれども、私も「休む権利」のことで、ちょっとしつこくなって申し訳ないのですが、12 ページの一番上に、「子どもには、健康・身体の回復のためだけでなく自分らしさを取り戻すために休む権利があります。」、この理念は、私すごくいいと思っていて、これを、本当に学校とか地域の大人とか、いろいろなところに広めたいと思うのですが、やはり具体策を少し深めていかないと、それを、できればこの子ども条例に明記していただければ、子どもも安心して休めると思いますが、この理念だけがひとり歩きしてしまうようだと、「えっ、でも、実際休めないじゃない」と、不安な気持ちは消えないのではないかと思うので、具体策は書いてほしいというか、明記できたらと思います。

先ほど岐阜県と委員がおっしゃったので、ふっと思い出したのですが、富山県の、すみません、どこか忘れてしまいましたけれども、富山県の居場所で、そこに自習室があって、そこで出席扱いというか、そこで勉強すると、その地区の学校の出席扱いになっている、教育委員会との連携というのですか、そういうことで、出席扱いになっているというのをテレビで見たんですね。

すみません、詳しくは忘れてしまったのですが、そういった地区もあるので、だからといって、急に武蔵野市でどうか、そういうことではないのですが、そういうところもありますということです。

すみません、失礼しました。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

最後のほうの 43 ページ、オンブズパーソンのところですが、私自身も、どんな方がなるのかというのは興味がありますので、パブコメの中にも、詳しい選び方までは書けないとは思いますが、ある程度の概要を、安心できるようなものが載せられるといいなと感じました。

【委員】

G-3の「虐待の防止」のところで、「市は、虐待の連鎖を止めるために、子ども家庭

支援センターを通して民間団体と連携……」と書いてありますが、実は、子ども家庭支援センターが合わなくて、正直、対応があまりなところを感じる方で、もうそれ以上相談することができなくて困っているといったご相談も、実は多くて、子ども家庭支援センターを通じてもいいですし、例えば独自に相談とかしている方からの連携などもしていただくと、一つの窓口ではなく、本当にそういった困りごとの相談をきっちりつないで差し上げられて、救ってあげられるのかなと思うので、「センターだけではなく」みたいな、何か表現があるといいのかなと思いました。

あとは、先ほど先生方や教育委員会の方から、「守れなかったときに責められる」というお声があったのですが、そういう条例ではないと、私は思っていて、条例は、誰かを責めるもの、ここに書いてあるじゃないかと責めるものではないので、基本、本当に子どもを守るためのものなので、その点の不安は感じていただかなくてもいいのかなと思いました。

【委員】

先ほど校長会の話で、という話をしましたけれども、子どもの特別休暇のところ、ある校長先生が話をされたのですが、子どもたちが、——小学生もそうですけれども、夜遅くまで塾に行っていて、かなり遅く帰ってくる。それでいて、次の日に疲れた、だから休む、そういうのは本末転倒ではないかというような意見がありました。

【委員】

G-3で、これはパブコメにあったのですが、「虐待親のケア」も入れてほしいということでした。

それから、次のページのG-4「いじめの防止」ですけれども、加害児のケアについても、パブコメで結構ありました。加害児も、いじめというのは、基本的にやりたい人って、いないと思うんですよ。でもやってしまうんですよ。そこをケアしないといけないのではないかなと。

それと、加害児と被害児がいて、被害児と加害児を分離しなければいけないのですが、いつも被害児が別の部屋に行ってしまうけれども、それは加害児のほうでしょうということもありました。

それから、《上記骨子の基となる考え》の上から2つ目の最後のところに、「権利学習を推進するよう努める」とありますけれども、これは意見交換会でしたね、イギリスで「他者の靴を履く」というところで説明があったり、あとは、今、学校でスローガンを書

いて貼ってありますけれども、それは、あまり効果はないのではないかなというようなことも意見交換会で出ていました。

ということで、「権利学習」の前に「最新の権利学習」だとか、今までではないこともやってみよう、みたいな、何が効果があるかわからないので、いろいろ試してみたらいいのではないかなと思います。

【委員】

先ほど委員からお話がありましたけれども、もっとシンプルな内容にしたらどうかという話があつて、私も、それはそう思います。単純にと言ったおかしいのですが、理念とか説明程度にとどめて、具体的な例を挙げたら条例に収まらない。そういうふうにするので、もっと大枠を捉えてやるのであればいいので、そういうことをやったらいいのではないかと考えます。

それを含めて、みんなで、市民で議論をしたいというところです。その上であれば、市の諮問機関ですね、それであれば、それで十分通用するものだと思いますので、というのが一つです。

あと、先ほど「平和の日」が云々とありましたけれども、ここにも、やはり市民のレベルでちゃんと議論が必要だと思います。いつがいいのか、本当にいいのかというのは、その辺もいろいろ含めて議論をしていただきたいということです。

【委員長】

残り時間も少なくなりましたが、どうぞ自由にご意見をいただければと思いますが。

【委員】

もう一件だけ、先ほどオンブズパーソンの話がありましたけれども、この件も議論が必要だと思いますが、例えば第三者機関を置くことによって人、組織がふえるわけで、人、組織がふえるということは、コミュニケーションを密にとらなければいけないのだけれども、一般論から言うと、大体組織がふえるとコミュニケーションがおろそかになるというか、難しくなってくるのは事実です。なので、こちらのほうも慎重な議論が必要だと思います。

【委員長】

あと、いかがでしょうか。——もしよろしければ、最後、私から少しお話をして締めさせていただきます。今回の条例案の検討の中で、私が冒頭でも申し上げたように、子どもたちの熱意というか、期待感というか、実際に条例をつくることについて、

8割以上の子どもたちが、1,000人規模のアンケートに80%を超える子どもたちが「よいと思う」、「条例をつくってほしい」と、そういう期待感をすごく持って、様々な意見を寄せてくれました。

時間の関係で省いたのですが、6月15日に成立した「こども基本法」では、子どもの意見の尊重の規定が、非常に重厚に3条に規定されておりまして、同時に、その子ども施策の策定、実施、評価について、子どもの意見を反映する措置をとっていくこと、これを国や地方公共団体に求めているんですね。

こういう今の国の動きや、あるいは東京都と今、意見表明権の、あるいはオンブズ人の救済制度、省令で各自治体に助成金を出していくような、そういう取組を東京都もしている。これに呼応するように武蔵野市で今、条例づくりが進んでいるわけで、特に子どもたちの声、この条例が必要かどうかの最終判断は子どもたちです。子どもたちが必要としているからつくることが基本であって、子どもたちが要らないという意見であれば、私たちがこんなに努力することはないんですね。そういう子どもたちの切実な要求というか、声を、私たちは真摯に受けとめて、今後ともこの条例の作成を、できるだけ丁寧に進めていくことができればと思っております。

そんなことを、私なりの感想を申し上げて、本当に時間の限界がございまして、非常に忙しい会議になりましたことは、大変恐縮でございますが、足りなかったところは、この後、7月14日までに事務局にご意見をお寄せください。それで、何とか月末ぐらいまでにまとめ直して、また、皆さん方に、8月30日の検討委員会に出すまでの、まず原案的なものを、できれば7月末ぐらいまでに委員の方々にお送りして、改めてまたご意見を伺いながら、最終報告書にまとめていきたいと思っております。

そういうことで、きょうは皆様方、若干話し切れなかったところもあるかと思いますが、そんなところで、きょうの審議を終わらせていただきます。

3 その他

【委員長】

最後に、事務局から幾つかお知らせがあるそうですので、よろしく申し上げます。

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から連絡事項をお伝えします。

まず1点目、議事録について、でございます。速記録ができ次第、皆様にeメール等で

お送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがあれば、事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後に、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目でございますが、会議の日程について、でございます。次の第9回委員会が最終の委員会となり、8月30日の開催を予定しております。開催のご案内や資料については後日送らせていただきます。

3点目、委員会報告書についてです。本日の会議を受けて、この後、委員会の報告書の修正作業を行います。今、委員長からお話があったとおり、本日の検討内容において発言できなかった部分などについては、来週の木曜日（7月14日）までにメールにて事務局までお寄せください。本日の議論や、その意見を受けて、委員長に最終作業をお願いできればと思っております。委員の皆様には、修正案がまとまりましたら、メール等でご確認をいただき、ご意見を伺います。皆様のご意見をふまえた報告書（案）を委員長に調整いただき、次回の委員会の資料とさせていただきます。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

どうもありがとうございました。

特になければ、以上をもちまして、本日の「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第8回）」を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

以上